

公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会（以下「本会」という。）定款第39条3の規定に基づき、賛助会員及び賛助会費に関し、必要な事項を定める。

(会員の資格)

第2条 本会の事業目的に賛同し、事業の推進を援助しようとする団体又は個人を賛助会員とする。

(入会手続)

第3条 賛助会員になろうとする者は、様式1による賛助会員申込書を本会に提出しなければならない。

(会 費)

第4条 賛助会費は、団体会員は一口年額1万円、個人会員は一口年額3千円とする。

2 賛助会費は、毎年度3月末日までに納入するものとする。

(会員の登録)

第5条 賛助会員は、本会の賛助会員名簿に登録する。

2 退会の申し出のない場合は、毎年度継続されるものとして、賛助会員名簿に登録する。

(会費の用途)

第6条 第4条の会費は、毎事業年度における合計額の10%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(退 会)

第7条 賛助会員が退会しようとするときは、本会に退会届けを提出しなければならない。

2 前項の場合、既納の賛助会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則 この規程は、平成27年6月12日より施行する。（平成27年6月12日評議員会議決）